

知っていますか？ 国民年金保険料の免除制度

所得が少ないときや失業等により保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

* 付加年金または国民年金基金に加入中の場合、免除等が承認されると脱退となります。

免除(全額免除・一部免除)申請

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料が全額または一部免除となります。

納付猶予申請

50歳(平成28年6月までは30歳)未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

■過去2年までさかのぼって免除申請ができます

一定の将来期間のほか、過去2年(申請月の2年1カ月前の月分)までさかのぼって免除を申請できます。ただし、申請が遅れると万一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請してください。

■新型コロナウイルス感染症に係る特例措置があります

感染症の影響による収入の減少があり、相当程度まで所得低下の見込みがある方の免除申請や、入学式の遅れ等により学生証の交付が遅延している学生の学生納付特例申請について、特例措置があります。

詳細は日本年金機構のホームページを参照していただくか、国保年金課までお問い合わせください。

問い合わせ先…国保年金課 内線2342

■納付、全額免除、一部免除、納付猶予、未納とは

	老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に	老齢基礎年金額の計算に
納付	含まれる	含まれる
全額免除	含まれる	含まれる*1
一部免除	含まれる*2	含まれる*1、2
納付猶予(学生納付特例)	含まれる	含まれない
未納	含まれない	含まれない

*1 保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額が以下のとおりとなります(括弧内は平成21年3月までの免除期間)。

全額免除の場合 2分の1(3分の1)

4分の3免除の場合 8分の5(2分の1)

半額免除の場合 4分の3(3分の2)

4分の1免除の場合 8分の7(6分の5)

*2 一部免除については、減額された保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります。

■保険料の追納が可能です

10年以内であれば免除等を受けた期間の保険料(当時の保険料に一定額が加算)をさかのぼって納め、将来受け取る年金額を増やすことが可能です。

五所川原市シルバー人材センターからののお知らせです。

「働きたい！」の
「力」になります！

60歳からの
助だち人生



シルバー会員募集中！ センターで、入会説明会を開催します。まずは、お気軽にお問い合わせください！

問合せ先 (公社) 五所川原市シルバー人材センター
(公社) 青森県シルバー人材センター連合会

五所川原市字幾世森218-6
生き生きセンター内

青森市中央1丁目25-3
青森共栄火災ビル4階

☎ : 0173-34-8844

☎ : 017-732-5757